

# 電子契約サービス提供業務

## 業務仕様書

令和 8 年 4 月  
岩 手 県

## 1 本業務の概要

### (1) 趣旨

本業務は、本県における契約書の締結業務について、電子契約サービス（※）を導入することにより、契約締結手続を電子化し、業務の効率化と県民の利便性の向上を図る。

※ 電子契約サービス（以下「サービス」という。）

サービス提供事業者（以下「事業者」という。）がサービスの利用者（以下「利用者」という。）の指示を受けて、事業者自身の署名鍵による電子署名を行う電子契約サービス

### (2) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

ただし、サービスの利用開始は令和8年8月1日からとする。なお、契約締結日からサービス利用開始までは導入支援等の業務を提供し、導入支援等に係る全ての必要経費は令和8年8月以降のサービス利用料に含めること。

## 2 事業内容

### (1) サービスの提供

サービス運用期間中、以下の要件を満たすサービスを提供すること。

#### ア 基本要件

(ア) サービスの提供形態は、データセンターを活用したクラウド形態（SaaS）とすること。

(イ) 本県および契約の相手方が合意し電子化した契約書（以下「電子契約書」という。）に対し、タイムスタンプ及び事業者自身の電子署名を付与することにより、利用者が電子証明書を取得することなくクラウド上で契約を締結できる機能を提供できること。

(ウ) サービスで使用する電子署名は、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第7条の規定に基づく「グレーゾーン解消制度」へ申請し、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1に規定する電子署名に該当するものであること。

(エ) サービスで使用する電子署名は、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第7条の規定に基づく「グレーゾーン解消制度」へ申請し、建設業法（昭和24年法律第100号）上義務付けられている建設工事請負契約に関する書面の交付を代替するものとして、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第13条の4第2の技術的基準に適合するものであること。

(オ) 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成10年法律第25号）への対応ができること。

#### イ 動作環境

OS・ブラウザについては、以下の環境への対応を求め、サポート対象とすること。また、できる限り多くのOS・ブラウザに対応することとし、契約期間中におけるバージョンアップ、新OSへの対応も無償で行うこと。

表中「※必須」とあるのは、本県の動作環境となるため、必ず対応し、サポート対象とすること。

	区分	要件
1	PC (OS)	Windows11以降 ※必須 MacOS (Big Sur以降)
2	PC (ブラウザ)	Microsoft Edge (chromium) ※必須 Google Chrome、Safari、Fire Fox
3	スマートフォン (OS)	iOS、Android (現時点でサポート期限内のバージョン) ※契約の相手方の利用を想定
4	スマートフォン (ブラウザ)	Safari、Google Chrome ※契約の相手方の利用を想定
5	その他	原則として、Webブラウザのみで利用可能とし、

	特別なアプリケーションのインストールを要しないこと ※必須
--	-------------------------------

## ウ 機能要件

- (ア) サービスで使用する電子署名は、タイムスタンプにより最低10年、有効性を検証できること。
- (イ) 電子署名の検証は、Adobe社製の無償でダウンロードできるPDF閲覧ソフトウェアである「Acrobat Reader」によって電子契約書PDFファイルを閲覧し、「署名パネル」欄を確認することにより行うことができること。
- (ウ) サービスを利用できる職員数に上限を設けないこと。
- (エ) アップロードしたPDFファイルに対して設定できる入力項目について、必須又は任意入力の設定ができること。なお、必須項目について必要事項が入力されない場合には、契約締結が完了しないなどの制御機能を有すること。
- (オ) 自らの電子印鑑や電子サインなどの設定を行うことなく、契約締結のための操作を行えること。
- (カ) 契約の相手方の操作において、サービスのアカウント登録をすることなく、契約締結に必要な操作が行えること。
- (キ) 電子署名が付与された電子契約書等を紙に出力した際、電子署名が付与されていることを利用者が確認できる処置を講じること。
- (ク) 本契約期間中に、認証方式等の変更があった場合も、本県の費用、作業負担がなく、継続的なサービス提供をすること。
- (ケ) 必要に応じて追加機能や他システムへの連携などに対応できる拡張性があること。
- (コ) その他、本県での利用に際して有益と考える機能が実装されている場合には、適宜提案すること。

## エ セキュリティ要件

- (ア) 常時TLS化による暗号化通信を行うこと。
- (イ) サーバ等重要な機器は、国内の堅牢なデータセンターに設置すること。
- (ウ) 保存データは、CRYPTREC暗号リスト（電子政府推奨暗号リスト）指標に沿った暗号化アルゴリズムにて暗号化されていること。
- (エ) 不正アクセス対策として、FW(Firewall)、IPS(Intrusion (Prevention (System) / IDS(Intrusion (Detection (System)、WAF(Web (Application (Firewall)等の対策を講じること。
- (オ) ISMAP（政府情報システムのためのセキュリティ評価制度）の登録により、サービスの安全性・信頼性を確保できること。
- (カ) 必要に応じて、操作ログやアクセスログ等が確認できること。
- (キ) 災害等の発生に備え、最低日次30世代分（1ヶ月）のバックアップを行い、過去に遡ってデータの復旧が可能であること。
- (ク) サービスが終了し、又は解約された時は、本県がサービスを利用して締結した電子契約書のデータを本県と受注者との間で合意した方法で引き継ぐこと。また、復元不可能（物理破壊、磁気破壊、データ消去ソフトによる消去、暗号化消去）な方法によりデータを廃棄すること。

## (2) サービス導入支援

- ア サービスの詳細説明を行い、本県の運用を加味した操作マニュアル等の作成・提供を行うこと。
- イ サービスの利用をするために必要なデータ（利用開始までの設定、利用者情報、業者情報等）の準備に関する説明を行い、設定支援を行うこと。
- ウ 本サービスの運用開始までに、本県職員向け操作説明会及び利用事業者向けの操作説明会を行うこと。
- エ 本県がサービスを円滑に導入するための事務フロー作成や、例規等の改正等に対し、助言を行うこと。
- オ 毎月、利用状況について報告すること。

カ 本サービスの利用促進について、提案、助言等行うこと。

(3) 導入・運用スケジュール

スケジュールは以下のとおり想定している。

契約後～（7月）	サービス利用に係る環境設定等 操作手順書及び運用マニュアル等の作成 利用者情報の初期設定支援
令和8年6月～7月	利用事業者向け操作説明会・操作体験の実施 職員向け操作説明会・操作体験の実施
令和8年8月	運用開始

(4) 運用に関する要件

- ア 職員がサービスへログインする際、ID及びパスワードによる認証を行うことができ、職員ごとに権限の設定が可能であること。
- イ 本県の運用担当職員が利用者情報の登録及び修正できること。
- ウ データのバックアップはサービス利用に制限のないよう取得すること。
- エ メンテナンスなど、サービスの停止及び縮退が発生する場合は、あらかじめ本県に連絡をすること。
- オ 障害等が発生した場合は、迅速に対応できる体制が十分確保できること。
- カ 不測の事態によりクラウドが使用できない等、本事業に支障をきたす事態が発生した際は、速やかに本県に連絡し、今後の対応をその都度協議すること。
- キ 操作等に関する問い合わせ等（クラウド等の仕様に必要な技術・知識を習得するための問合せを含む。）に対応する自社ヘルプデスクを利用できること。
- ク サービスの運用に関して、本県の要望や相談に応じ、適宜サポートすること。

### 3 契約に関する条件等

(1) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

- ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- イ 受託者は、上記アによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に県に対して書面で通知しなければならない。

(2) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、使用料の支払が完了したときをもって受託者から県に移転することとする。

(3) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(4) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び個人情報の保護等に関する条例（令和4年岩手県条例第49号）を遵守しなければならない。

### 4 その他

- (1) この仕様書の記載事項は、本県と受注者が協議し双方が合意した場合は、契約書の記載内容及び本事業の趣旨に反しないことを前提に、契約金額の範囲内において随時修正・変更できるものとする。
- (2) この仕様書の解釈について疑義が生じたとき、又はこの仕様書に定めのない事項については、双方において協議し、これを定めるものとする。